

受益者負担の適正化に係る 使用料等の見直しについて

2019 年（令和元年）12 月

豊岡市

目 次

I	基本的な考え方	- 1 -
1.	見直しの基本的な考え方	- 1 -
2.	見直しに際しての考慮事項	- 2 -
II	使用料	- 3 -
1.	対象項目の整理	- 3 -
(1)	原価計算の対象から除外したもの(95項目)	- 3 -
(2)	グループ分け	- 3 -
2.	見直し検討結果	- 4 -
(1)	市営駐車場	- 4 -
(2)	文化会館等	- 5 -
(3)	その他の貸館施設	- 6 -
(4)	温泉施設	- 7 -
(5)	斎場	- 8 -
(6)	霊苑	- 9 -
(7)	農産物加工施設	- 10 -
(8)	キャンプ施設	- 11 -
(9)	幼稚園等	- 12 -
(10)	入館料	- 13 -
(11)	スポーツ施設	- 15 -
III	手数料	- 20 -
IV	雑入	- 21 -

I 基本的な考え方

使用料等については、豊岡市行政改革大綱において、定期的な負担水準の見直しを行うとし、従前から3年を目途に、行政コストの算定や近隣市・民間サービスとの比較等による見直しを行い、受益者負担の適正化に努めることとしている。

2016年度の改定から3年を経過するため、2019年度に見直し作業を実施し、使用料、手数料及び雑入で「2019年度当初に予算化されたもの及び予算化されていなくても条例で規定されているもの」を対象とし、前回と同様に原価計算、料金設定に関する調査を行った。

使用料 246 項目、手数料 106 項目及び雑入 239 項目を対象に調査を行い、同種のグループに分類のうえ見直し検討を行った。

見直しの考え方は、次のとおりである。

1. 見直しの基本的な考え方

- (1) 前回の見直しで算定の対象とした 2014 年度・2015 年度及び 2017 年度・2018 年度の 4 ヶ年のデータを検証し、直近 2 ヶ年の平均を比較することで、各貸部屋等の使用単位毎に算定した。
- (2) ランニングコスト（人件費を含む施設等の維持・管理・運営に要する費用の合計金額）を原価とみなし、時間（利用回数等）で除して、1 時間（利用 1 回等）あたりの利用原価を算定した。
- (3) 算定した原価と、条例で規定している料金の 1 時間（利用 1 回等）あたりの単価（現行料金）を比較した原価充足率で、どの程度原価を賄っているかを検証した。

$$\text{原価充足率} = \text{現行料金} \div \text{利用原価}$$

- (4) 原価充足率で検証するのが適当でない施設は、料金収入と維持管理運営費を比較した収益率で検証した。

$$\text{収益率} = \text{料金収入} \div \text{維持管理運営費}$$

- (5) 検証にあたっては、近隣市（養父市、朝来市及び京丹後市）の同様の施設の使用料も判断材料の一つとした。

2. 見直しに際しての考慮事項

見直しに際しては、原価の検証を基本としたうえで、次の事項を考慮した。

(1) 消費税率引き上げ分を使用料に転嫁する。

原則消費税率の引き上げ分を転嫁することとして、現行料金の設定にならない10円又は100円単位になるよう四捨五入で調整する。なお、四捨五入だと料金に変化がない場合は切り上げで調整することを基本とする。

(2) スポーツ施設で大規模改修等によって提供されるサービスの質が向上した施設について、近隣市の施設料金を参考に見直しを行う。

(3) 以下の理由により65歳以上の高齢者減免を廃止する施設を整理する。

ア 指定管理施設の経営改善のため指定管理者から強い要望があること

イ 入館料を徴する施設の来客の多くは観光客であること、市民センターの高齢者利用は少数であるため市民への影響は小さいこと

ウ 100以上の施設の中で、一部の施設にのみ高齢者減免が存在すること

(4) 以下の理由により有料施設におけるクールスポット減免を廃止する。

ア 減免を行ったのは東日本大震災に伴う電力不足への取り組みであったこと

イ クールスポット導入から一定期間が経過し、利用が低調になっていること

ウ 現状でもエントランス部分は無料で利用し休憩することが可能であること

(5) スポーツ施設の市外利用者の加算は現行のとおり1.5倍に据え置く。それ以外の施設で市外利用者の加算を追加する場合1.5倍に留める。

(6) 温泉、キャンプ場については指定管理者と協議の上、今後の施設運営を踏まえた利用料の上限額とする。

手数料、雑入については概ね適正な水準であるため据え置きとし、使用料について見直しを行った。今回の料金改定は、合併後の2007年の料金の一斉見直し以来大幅な見直しとなった。使用料、手数料及び雑入の見直し検討結果の詳細は、次頁以下のとおりである。

II 使用料

1. 対象項目の整理

使用料 246 項目のうち、(1) の法令に基づき定められている等の理由で原価計算に馴染まない 95 項目については除外した。

次に、残る項目については(2) のグループに分類し、原価計算のうえ、検討を行った。

(1) 原価計算の対象から除外したもの(95 項目)

ア 行政財産目的外使用料(56 項目)

土地や建物の財産価値を基準に料金を設定していること。

イ 道路等の占用料(4 項目)

行政財産目的外使用料の土地・建物と同様の基準で料金設定していること。

ウ 住宅使用料(13 項目)

法令に基づき使用料が定められていること。

エ 学校施設使用料(12 項目)

授業等で用いる場合と使用料の場合の費用の区分けが困難なこと。

オ その他(10 項目)

診療費、有償旅客運賃、農業集落排水施設等下水道使用料。

(2) グループ分け

原価計算のうえ、次の①から⑪のグループに分類し、見直し検討を行った。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 市営駐車場② 文化会館等③ その他の貸館施設(コミュニティセンター、健康福祉センター、図書館等)④ 温泉施設⑤ 斎場⑥ 霊苑⑦ 農産物加工施設⑧ キャンプ施設⑨ 幼稚園等(幼稚園保育料、放課後児童クラブ)⑩ 入館料⑪ スポーツ施設(体育館、陸上競技場、野球場、グラウンド等) |
|---|

施設の設置運営形態に応じて次の注記を加えた。

無印 … 市直営管理施設であり、使用料を市が歳入するもの。

○印 … 指定管理施設であるが、使用料を市が歳入するもの。

*印 … 指定管理施設であり、かつ利用料金を指定管理者が収入するもの。

上記のうち*印の施設は、市が条例で利用料金の上限額を規定し、指定管理者がその範囲内で利用料金を定める施設であることから、別途、指定管理料等において検討すべきものであるが、消費税率引き上げ分の転嫁の余地を設けるため、利用料金制を採る施設についても見直しを行った。

2. 見直し検討結果

施設毎の原価計算と見直し結果は、別添の資料にまとめているため、ここではグループ毎に代表的なものを示している。

(1) 市営駐車場

ア 原価計算結果

維持・管理・運営に要する費用を基に、駐車1台の1時間あたりに要する費用を求め、現行の料金（普通車料金）と比較した。なお、江原駅東・駅西駐車場及び出石地区内3駐車場は定額料金であるため、利用1回あたりとした。

主な施設の算定結果は次のとおり。

区分	単位原価	現行料金 (普通車)
市役所北側駐車場	50 円/時間	200 円/時間
中央駐車場	154 円/時間	200 円/時間
*豊岡駅前駐車場	111 円/時間	200 円/時間
*城崎駐車場 (駅前・鴻の湯・木屋町)	148 円/時間	200 円/時間
江原駅東・駅西駐車場	117 円/時間	200 円/時間
出石西の丸駐車場	182 円/回	400 円/回
出石庁舎南側駐車場	87 円/回	400 円/回
出石鉄砲町駐車場	109 円/回	400 円/回

イ 見直し検討結果

使用料で原価を賄えている。また、中央駐車場を除き、前回調査から原価の改善が見られるため原則据え置くこととする。ただし、中央駐車場については前回から続けて原価が増加しているため、利用のほとんどを占める定期駐車券の料金の適正化を図った。

市営駐車場として全体の統一化を図ることが必要と考えられるが、設置の目的・立地条件・利用目的等がそれぞれ異なっており、各駐車場の特性を生かしつつ、利用率の向上とともに収入の確保を図ることとする。

(現行料金と新料金)

区分	現行料金 (普通車)	新料金 (普通車)
中央駐車場	5,500 円/月	5,800 円/月

(2) 文化会館等

ア 原価計算結果

施設毎に維持・管理・運営に要する費用を基に、室毎の使用時間及び面積に応じて時間あたりの原価を算定し、現行の使用料の平均と比較した。
各施設の主要な室に当てはめた場合の状況は次のとおり。

区分	市民会館 (文化ホール)	*市民プラザ (多目的ホール)	城崎国際アートセンター (ホール)
面積	1,358.70 m ²	381.00 m ²	840.00 m ²
利用原価	62,459 円/時間	2,595 円/時間	11,088 円/時間
平均使用料	10,273 円/時間	5,055 円/時間	8,827 円/時間
原価充足率	16.4%	194.8%	79.6%

(注) 平均使用料は、当該室の平均使用料。(休日料金の規定の場合は休日料金)

イ 見直し検討結果

市民会館についてはリニューアル予定があるものの、完成までは数年を要すことから、現行の使用料に消費税引き上げ分の転嫁を行った。その他の施設についても個別に検討を行い料金の見直しを行った。

(現行料金と新料金)

区分	市民会館 (文化ホール)	*市民プラザ (多目的ホール)	城崎国際アートセンター (ホール)
現行料金	39,600 円	19,500 円	31,000 円
新料金	41,500 円	20,400 円	31,500 円

(注) 昼の休日料金を例示した。

(注) 利用料金制の施設は上限額を定めるものであるため、実際の料金は必ずしも一致しない。

(3) その他の貸館施設

ア 原価計算結果

施設毎に維持・管理・運営に要する費用を基に、室毎の使用時間及び面積に応じて時間あたりの原価を算定し、現行の使用料の平均と比較した。

コミュニティセンターについては、1991年以降に完成した建物の使用料はおおむね平準化されているものの、一部地域の使用料に大きな開きがあるため、今回の見直しで市内統一の単価を検討した。なお、統一の単価は原価に拠らず現行の使用料を基に設定するため、原価計算結果に代えて現行の単価が平均的な施設、最低の施設及び最高の施設を示す。

コミュニティセンター以外については代表的なものを個別に比較した。

◎コミュニティセンター

区分	中筋地区 コミュニティセンター (集会室)	城崎地区 コミュニティセンター (多目的ホール1)	八代地区 コミュニティセンター (多目的集会室)
面積	110.28 m ²	128.02 m ²	111.60 m ²
現行単価	2.48 円/時間・m ² (平均)	1.51 円/時間・m ² (最低)	7.35 円/時間・m ² (最高)

(注) 大規模集会室(各館において床面積が最大の集会室)で比較している。

◎コミュニティセンター以外

区分	○出石健康福祉センター (多目的ホール)	出石市民センター (ホール)	図書館 本館 (視聴覚・講演室)
面積	205.77 m ²	126.36 m ²	158.57 m ²
利用原価	5,593 円/時間	679 円/時間	30,528 円/時間
平均使用料	1,482 円/時間	409 円/時間	1,636 円/時間
原価充足率	26.5%	60.3%	5.4%

イ 見直し検討結果

コミュニティセンターについては、各館の現行使用料の総額を目安に消費税引き上げ分の転嫁を考慮して統一の単価を設定し、貸室毎の面積に応じた新料金とした。

なお、現行の大規模集会室(各館において床面積が最大の集会室)の単価はそれ以外の室の単価と比べ半分程度からそれ以下の設定となっていたため、新単価についても大規模集会室については2.64 円/時間・m²、それ以外の室については5.28 円/時間・m²に統一した。

コミュニティセンター以外の貸館施設については、施設毎に置かれた条件も異なるため、個別に原価充足率の検討を行い料金の適正化を図った。

◎コミュニティセンター

(現行料金と新料金)

区分	中筋地区 コミュニティセンター (集会室)	城崎地区 コミュニティセンター (多目的ホール1)	八代地区 コミュニティセンター (多目的集会室)
現行料金	960 円	650 円	3,280 円
新料金	1,200 円	1,400 円	1,200 円
新単価	大規模集会室 2.64 円/時間・m ²		

(注) 昼(午後1時から午後5時まで)の料金を例示した。

◎コミュニティセンター以外

(現行料金と新料金)

区分	○出石健康福祉センター (多目的ホール)	出石市民センター (ホール)	図書館 本館 (視聴覚・講演室)
現行料金	5,400 円	1,500 円	6,000 円
新料金	5,700 円	1,600 円	6,300 円

(注) 昼(午後1時から午後5時まで)の料金を例示した。

(4) 温泉施設

ア 原価計算結果

維持・管理・運営に要する費用を基に、利用回数で除して利用1回あたりの原価を算定し、料金決算額を利用回数で除した現行料金と比較した。利用回数は、大人、小人等の区分に関わらず1回として計算した。

各施設の算定結果は次のとおり。

区分	*竹野北前館 誕生の湯	*神鍋温泉 ゆとろぎ	*但東シルク温泉 やまびこ	*たんたん温泉 福寿の湯
利用原価	439 円/回	561 円/回	705 円/回	862 円/回
現行料金	450 円/回	542 円/回	498 円/回	567 円/回
原価充足率	102.6%	96.6%	70.7%	65.7%

イ 見直し検討結果

温泉施設は利用料金制を採る指定管理施設である。泉源を温泉施設とは別に管理しており、これらの施設には無償で温泉を供給していることを考慮すると、いずれも使用料で経費を賄うことはできていない。

利用料金制を採る施設についても今後の施設運営を踏まえて利用料金の限度額の引き上げを行った。

(現行料金と新料金)

区分	*竹野北前館 誕生の湯	*神鍋温泉 ゆとろぎ	*但東シルク温泉 やまびこ	*たんたん温泉 福寿の湯
現行料金	600 円/回	600 円/回	800 円/回	600 円/回
新料金	800 円/回	800 円/回	1,000 円/回	800 円/回

(注) 大人料金を例示した。

(注) 利用料金制の施設は上限額を定めるものであるため、実際の料金は必ずしも一致しない。

(5) 斎場

ア 原価計算結果

維持・管理・運営に要する費用を基に、利用回数で除して利用1回あたりの費用を算定し、現行料金と比較した。利用回数は、大人、小人、乳児等の区分に関わらず1回として計算した。

豊岡斎場の算定結果は次のとおり。

区分	豊岡斎場
利用原価	26,601 円/回
現行料金 (大人)	18,000 円/回
原価充足率	67.7%

イ 見直しの検討結果

現行料金は、算定した原価の約3分の2となっているが、前回調査から原価の改善が見られる。施設の性格上、費用のすべてを使用料で賄うものでないと考えられること、また近隣市と比較すると概ね適正な設定であると考えられるため、今回は使用料の改定を行わないこととする。

(6) 霊苑

ア 原価計算結果

永代使用料については施設整備経費の原価対象になるものと考えて対象外とし、管理料については維持・管理・運営等に要する費用を求め、区画面積で除して1㎡あたりの経費を算定し、現行料金と比較した。なお、管理料は年額であるため費用も年額で比較した。

各施設の算定結果は次のとおり。

区分	西霊苑 (管理料)	東霊苑 (管理料)
利用原価	386 円/年・㎡	1,022 円/年・㎡
現行料金	400 円/年・㎡	500 円/年・㎡
原価充足率	103.7%	48.9%

イ 見直し検討結果

西霊苑は使用料で原価を賄っているが、東霊苑は原価を賄っていない。前回から原価が増加しており、料金の適正化を図る必要があると考えるが、要因として未売却区画があることによるコストの増加が考えられることから、販売に大きな影響を与えないよう、消費税率引き上げ分の転嫁に留めることとする。

なお、管理料徴収の考え方など、条例の規定についての整理が必要であるため、今後見直しを行うこととする。

(現行料金と新料金)

区分	西霊苑 (管理料)	東霊苑 (管理料)
現行料金	400 円/年・㎡	500 円/年・㎡
新料金	420 円/年・㎡	520 円/年・㎡

(7) 農産物加工施設

ア 原価計算結果

維持・管理・運営に要する費用を基に、利用時間で除して1時間あたりの利用原価を算定し、現行料金と比較した。

各施設の算定結果は次のとおり。

区分	○日高農林産物加工研修所	○出石農産物加工場
利用原価	4,319 円/時間	1,187 円/時間
現行料金	500 円/時間	500 円/時間
原価充足率	11.6%	42.1%

イ 見直し検討結果

両施設とも、使用料で原価を賄うことはできていないため、本来であれば大幅な値上げも必要と考えるが、地域の特産物加工の場ともなっていることも考えて、消費税引き上げ分の転嫁にとどめた。

(現行料金と新料金)

区分	○日高農林産物加工研修所	○出石農産物加工場
現行料金	500 円/時間	500 円/時間
新料金	520 円/時間	520 円/時間

(8) キャンプ施設

ア 原価計算結果

キャンプ施設は、テントサイトの区画毎の使用料のほかに、炊事セットやシャワー、ファイアースタove等細分化した使用料体系となっていることから、貸館等のように単位あたりの原価を算定して現行使用料と比較することが困難であるため、維持・管理・運営に要する費用と使用料収入を比較することで、どの程度費用が賄えているかを判断した。

各施設の算定結果は次のとおり。

区分	○奈佐森林公園		*神鍋高原観光施設	
	キャンプ施設	ふれあい館	キャンプ施設	体育館
維持管理運営費	6,058 千円		10,234 千円	317 千円
料金収入	804 千円	14 千円	9,947 千円	780 千円
収益率	13.5%		97.2%	245.9%
区分	*湯の原温泉オートキャンプ場		*東大谷野外活動施設	
	キャンプ施設	コテージ	キャンプ施設	コテージ
維持管理運営費	9,435 千円	14,418 千円	1,157 千円	2,835 千円
料金収入	15,872 千円	18,819 千円	330 千円	3,566 千円
収益率	168.2%	130.5%	28.5%	125.8%

イ 見直し検討結果

湯の原温泉オートキャンプ場以外は使用料で経費を賄うことはできていない。また、近隣施設の状況と比較したが、施設毎にばらつきがあることや料金体系が異なることなどから、適切な比較は困難であった。

今回の見直しでは消費税引き上げ分の転嫁を行った。なお、湯の原温泉オートキャンプ場については、季節・曜日等に応じた料金体系にも対応できるよう、繁忙期を見据えた上で利用料金上限額の引き上げを行った。

(現行料金と新料金)

区分	○奈佐森林公園		*神鍋高原観光施設	
	持ち込みテントサイト		持ち込みテントサイト	
現行料金	1,100 円		5,000 円	
新料金	1,200 円		5,500 円	
区分	*湯の原温泉オートキャンプ場		*東大谷野外活動施設	
	テントサイト	コテージ	テントサイト	コテージ
現行料金	5,000 円	18,000 円	1,000 円	15,000 円
新料金	6,500 円	21,000 円	1,100 円	15,700 円

(注) 利用料金制の施設は上限額を定めるものであるため、実際の料金は必ずしも一致しない。

(9) 幼稚園等

◎幼稚園保育料

2019年10月からの幼児教育・保育の無償化により、幼稚園保育料は無償化された。

◎放課後児童クラブ使用料

ア 原価計算結果

運営に要する経費から補助金等を除いた金額を利用人数で除して、利用者1人あたりに要する1ヵ月の費用を算定し、現行の使用料と比較した。算定結果は次のとおり。

区分	放課後児童クラブ
1人あたり1ヵ月の原価	11,546円
1ヵ月平均使用料(小学生)	7,154円
〃 (幼稚園児)	3,654円

イ 見直し検討結果

2019年10月から幼児教育・保育の無償化により、幼稚園、保育所、認定こども園を利用する3歳児から5歳児の使用料金が無償化された。放課後児童クラブについては今回の無償化の対象ではないが、無償で保育所・認定こども園を利用する者との均衡を保つため、幼稚園児の利用料を無償とした。

区分	小学生	幼稚園児
現行料金	7,000円	3,500円
新料金	〃	無償化

(注)「〃」は変更がないことを示す。

(10) 入館料

ア 原価計算結果

施設の維持・管理・運営に必要な費用を算出し、入館者数で除して入館者1人あたりの原価を算定し、現行の入館料（大人1人あたり）と比較した。

各施設の算定結果は次のとおり。

区分	歴史博物館 「但馬国府・国分寺館」	美術館 「伊藤清永記念館」	日本・モンゴル 民族博物館
入館者	6,911人	9,942人	12,095人
(内有料者数)	2,563人	3,731人	3,396人
利用原価	3,780円/人	1,923円/人	1,042円/人
入館料（大人）	500円/人	500円/人	500円/人

区分	*城崎麦わら 細工伝承館	*城崎文芸館	○住吉屋歴史資料館
入館者	6,926人	8,025人	5,004人
(内有料者数)	2,620人	6,678人	167人
利用原価	189円/人	1,086円/人	728円/人
入館料（大人）	300円/人	500円/人	300円/人

区分	*出石家老屋敷	*出石史料館	*出石明治館	*出石永楽館
入館者	19,362人	7,352人	3,967人	24,526人
(内有料者数)	17,112人	6,159人	3,283人	22,118人
利用原価	191円/人	531円/人	649円/人	577円/人
入館料（大人）	200円/人	300円/人	200円/人	300円/人

イ 見直し検討結果

多くの施設において、入館料で費用を賄えていないため、見直す必要がある。指定管理者から施設の経営改善のため強い要望があったこと、観光施設の来客の多くは観光客であることから、高齢者減免を廃止した。クールスポット減免について、利用が低調であることから有料区画におけるクールスポット減免を廃止した。なお、現状でもエントランス部分は無料で休憩することが可能となっている。指定管理施設については、今後の施設運営を踏まえて利用料金の上限額を引き上げた。

(現行料金と新料金)

区分	歴史博物館 「但馬国府・国分寺館」	美術館 「伊藤清永記念館」	日本・モンゴル 民族博物館
現行料金	500 円	500 円	500 円
新料金	〃	〃	〃
廃止する減免	クールスポット 高齢者	クールスポット 高齢者	クールスポット 高齢者

区分	*城崎麦わら 細工伝承館	*城崎文芸館	○住吉屋歴史資料館
現行料金	300 円	500 円	300 円
新料金	320 円	530 円	〃
廃止する減免	なし	なし	高齢者

区分	*出石家老屋敷	*出石史料館	*出石明治館	*出石永楽館
現行料金	200 円	300 円	200 円	300 円
新料金	〃	〃	〃	400 円
廃止する減免	高齢者	高齢者	高齢者	なし

(注) 大人料金を例示した。

(注) 利用料金制の施設は上限額を定めるものであるため、実際の料金は必ずしも一致しない。

(注) 「〃」は変更がないことを示す。

(11) スポーツ施設

ア 原価計算結果

体育館、陸上競技場、野球場、グラウンド、テニスコート、海洋センター、屋内運動場、その他スポーツ施設に区分し、維持・管理・運営に要する費用を基に、利用時間で除して1時間あたりの原価を算定し、現行の1時間あたりの使用料と比較した。

各施設の算定結果は次のとおり。

◎体育館

区分	*市民体育館	*総合体育館	中竹野ふるさと館
利用原価	2,367 円/時間	8,091 円/時間	3,936 円/時間
平均使用料	820 円/時間	2,080 円/時間	545 円/時間
原価充足率	34.6%	25.7%	13.9%

区分	*但東中央体育館	資母体育館
利用原価	2,727 円/時間	5,076 円/時間
平均使用料	205 円/時間	205 円/時間
原価充足率	7.5%	4.0%

◎陸上競技場

区分	*豊岡総合スポーツセンター
利用原価	3,192 円/時間
平均使用料	631 円/時間
原価充足率	19.8%

◎野球場

区分	*豊岡総合スポーツセンター	*植村直己記念スポーツ公園	*出石総合スポーツセンター
利用原価	10,148 円/時間	6,028 円/時間	7,700 円/時間
平均使用料	1,270 円/時間	1,271 円/時間	670 円/時間
原価充足率	12.5%	21.1%	8.7%

◎グラウンド

区分	*竹野中央公園	*植村直己記念スポーツ公園	*神鍋野外スポーツ公園	*但東スポーツ公園
利用原価	8,250 円/時間	5,971 円/時間	73,335 円/時間	6,720 円/時間
平均使用料	500 円/時間	350 円/時間	3,300 円/時間	286 円/時間
原価充足率	6.1%	5.9%	4.5%	4.3%

◎テニスコート

区分	*豊岡総合スポーツセンター	城崎スポーツ広場	*竹野中央公園
利用原価	576 円/時間	1,784 円/時間	1,286 円/時間
平均使用料	300 円/時間	149 円/時間	200 円/時間
原価充足率	52.0%	8.4%	15.6%

区分	*植村直己記念スポーツ公園	*但東スポーツ公園
利用原価	600 円/時間	584 円/時間
平均使用料	235 円/時間	229 円/時間
原価充足率	39.1%	39.1%

◎海洋センター

区分	*竹野 B&G 海洋センター		*出石 B&G 海洋センター	
	体育館	プール	体育館	プール
利用原価	3,384 円/時間	3,882 円/時間	2,755 円/時間	2,893 円/時間
平均使用料	45 円/時間	45 円/時間	45 円/時間	167 円/時間
原価充足率	1.3%	1.2%	1.7%	5.8%

◎屋内運動場

区分	*竹野多目的屋内運動場	*出石多目的屋内運動場	*但東健康増進センター
利用原価	397 円/時間	1,056 円/時間	837 円/時間
平均使用料	542 円/時間	542 円/時間	542 円/時間
原価充足率	136.3%	51.3%	64.7%

◎その他スポーツ施設

区分	城崎スポーツ広場 (フットサルコート)	城崎ボートセンター (トレーニングルーム)
利用原価	1,784 円/時間	6,843 円/時間
平均使用料	149 円/時間	314 円/時間
原価充足率	8.4%	4.6%

イ 見直し検討結果

竹野多目的屋内運動場を除く施設では、使用料で原価を賄っていない。

近隣の体育施設の料金と比較すると、値上げは難しい状況であるが、消費税率引き上げの転嫁を行うとともに、大規模改修等によって提供されるサービスの質が向上した施設については、近隣市の施設料金を参考に見直しを行った。その他の施設は消費税率引き上げ分の転嫁を行った。

利用者数の向上を図るとともに、引き続き全ての体育施設で指定管理制度の導入について検討していく。

(現行料金と新料金)

◎体育館

区分	*市民体育館	*総合体育館	中竹野ふるさと館
現行料金	2,860 円	7,260 円	2,000 円
新料金	3,000 円	7,600 円	2,100 円

区分	*但東中央体育館	資母体育館
現行料金	750 円	750 円
新料金	800 円	800 円

(注) 昼(午後1時から午後5時まで)の料金を例示した。

(注) 利用料金制の施設は上限額を定めるものであるため、実際の料金は必ずしも一致しない。

◎陸上競技場

区分	*豊岡総合スポーツセンター
現行料金	2,860 円
新料金	3,700 円

(注) 昼(午後1時から午後5時まで)の料金を例示した。

(注) 利用料金制の施設は上限額を定めるものであるため、実際の料金は必ずしも一致しない。

◎野球場

区分	*豊岡総合 スポーツセンター	*植村直己記念 スポーツ公園	*出石総合 スポーツセンター
現行料金	3,080 円	3,080 円	2,800 円
新料金	4,000 円	3,200 円	3,600 円

(注) 昼(午後1時から午後5時まで)の料金を例示した。

(注) 利用料金制の施設は上限額を定めるものであるため、実際の料金は必ずしも一致しない。

◎グラウンド

区分	*竹野中央公園	*植村直己記念 スポーツ公園	*神鍋野外 スポーツ公園	*但東スポーツ 公園
現行料金	2,000 円	1,530 円	4,000 円	1,500 円
新料金	2,100 円	1,600 円	4,200 円	1,600 円

(注) 昼（午後 1 時から午後 5 時まで）の料金を例示した。

(注) 利用料金制の施設は上限額を定めるものであるため、実際の料金は必ずしも一致しない。

◎テニスコート

区分	*豊岡総合 スポーツセンター	城崎スポーツ広場	*竹野中央公園
現行料金	650 円	300 円	400 円
新料金	700 円	400 円	500 円

(注) 昼（午後 1 時から午後 3 時まで）の料金を例示した。

(注) 利用料金制の施設は上限額を定めるものであるため、実際の料金は必ずしも一致しない。

◎海洋センター

区分	*竹野 B&G 海洋センター		*出石 B&G 海洋センター	
	体育館	プール	体育館	プール
現行料金	2,000 円	200 円	1,000 円	500 円
新料金	2,100 円	300 円	1,100 円	600 円

(注) 竹野 B&G 海洋センターは昼（午後 1 時から午後 5 時まで）の料金を例示した。

(注) 出石 B&G 海洋センターの体育館は昼（午後 1 時から午後 3 時まで）の料金を例示した。

(注) 利用料金制の施設は上限額を定めるものであるため、実際の料金は必ずしも一致しない。

◎屋内運動場

区分	*竹野多目的 屋内運動場	*出石多目的 屋内運動場	*但東健康増進 センター
現行料金	2,000 円	2,000 円	2,000 円
新料金	2,100 円	2,100 円	2,100 円

(注) 昼（午後 1 時から午後 3 時まで）の料金を例示した。

(注) 利用料金制の施設は上限額を定めるものであるため、実際の料金は必ずしも一致しない。

◎その他スポーツ施設

区分	城崎スポーツ広場 (フットサルコート)	城崎ボートセンター (トレーニングルーム)
現行料金	300 円	1,200 円
新料金	400 円	1,600 円

(注) 城崎スポーツ広場は昼（午後 1 時から午後 3 時まで）の料金を例示した。

(注) 城崎ボートセンターは昼（午後 1 時から午後 5 時まで）の貸切料金を例示した。

Ⅲ 手数料

手数料については、予算化されたもの及び豊岡市手数料条例等に規定されたもの106項目を検討対象としたが、一部のものについては、原価計算に基づく見直しを一律に行うことは適切ではないと判断した。

戸籍法・消防法等に基づく証明については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)により金額が規定されている。

このようなことから、今回の見直しでは、諸証明・閲覧手数料のみを検討対象とした。

次に、対象となる事務処理経費は、前回調査と同様、証明書発行の申請から発行までの処理で直接必要となる経費を算出し、現行の証明手数料と比較して、妥当な水準にあるかを確認した。

対象となる事務処理経費は、職員の人件費に、証明用紙代等の経費、機械の稼動に要する経費を加え、1件あたりの原価と見なした。

また、証明等の中には処理件数の少ないものもあり、これらは必然的に処理原価も割高となるため、今回の見直しでは処理件数が多く、最もコストが安価になると考えられる住民票・印鑑証明業務、税務証明業務に限定して原価計算を行うこととした。

事務処理に要する実時間を測定し、住民票・印鑑証明、所得証明業務の年間処理件数で加重平均したところ、1件あたりの原価は次のとおり約322円となった。

項目	金額
人件費	約281円
用紙代等の経費	約28円
機械の稼動に要する経費	約13円
対象となる事務処理経費(合計)	約322円

政令等に基づいて別途定めている証明等の手数料を除くと、本市における証明手数料の多くは300円としている。

上記の原価計算の結果と照らし合わせ、概ね適正な料金設定となっているものと判断した。

手数料において、家庭ごみの処理手数料(市指定ごみ袋の販売価額)については2019年10月に料金改定を行った。

ごみ処理に要す費用の増加と消費税率引き上げを考慮する必要があるが、一方でごみの減量への取り組みにより一人あたりのごみ量は減少していることから、ごみ袋の種類によって差があった容量単価の調整に留めた。

IV 雑入

雑入については、使用料や手数料とは異なり、要綱・内規等を根拠としており、他の項目に分類できない全てのものが対象となる。発生が1回限りのものもあり、そもそも原価計算に適さないものが多くを占めている。

このため、雑入の見直しにあたっては、原価計算を原則とすることが困難であると判断し、現行のとおりとした。

雑入において、学校給食徴収金は2014年に消費税率引き上げを考慮し料金を改めているが、今回の消費税率引き上げは食品に対する軽減税率が導入されていることを鑑み、現行のとおりとした。ただし、消費税率引き上げを差し引いても学校給食に係る費用は増加傾向にあるため、今後必要に応じて適正化を図ることとする。

なお、職員駐車場を借地等により市が確保している場合に、利用者負担金として利用職員から月額1,000円を徴収している。1台あたりの月額土地借上料は、立野3,401円、その他3,883円となっており、適正な利用者負担となるよう職員組合と交渉を重ねている。

また、行政財産である庁舎敷地等に職員駐車場を確保する場合にあっても、原価負担・職員間の不均衡是正等から、原則、負担を求めるよう検討を要する。